平成２４年（フ）第１０４７号
札幌市北区新琴似11条９丁目２番７号
破産者　高橋　信博
１　決定年月日　平成24年９月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１２９０号
札幌市南区澄川５条３丁目８番１―203号
破産者　青山　朋弘
１　決定年月日　平成24年９月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第９７号
釧路市駒場町９番７号
破産者　久慈　信次
１　決定年月日　平成24年９月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所

平成２４年（フ）第９８号
釧路市駒場町９番７号
破産者　久慈　清美
１　決定年月日　平成24年９月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所

平成２４年（フ）第２１７号
茨城県東茨城郡茨城町大字長岡3511番地１
破産者　永崎　秀樹
１　決定年月日　平成24年９月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所

平成２３年（フ）第６８６号
神奈川県平塚市八千代町19番28号　メープルハイム102号、破産手続開始決定時の住所神奈川県平塚市桃浜町６番16―703号　グランマーレ湘南
破産者　赤木　　光
１　決定年月日　平成24年９月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２４年（フ）第７９号
新潟県新発田市下内竹510番地
破産者　石井　春雄
１　決定年月日　平成24年９月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所新発田支部

平成２４年（フ）第８０号
新潟県新発田市下内竹510番地
破産者　石井喜恵子
１　決定年月日　平成24年９月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所新発田支部

平成２４年（フ）第１７号
静岡市清水区興津本町24番地　セレネ103、旧住所静岡市清水区真砂町５番20号
破産者　池田　　昇
１　決定年月日　平成24年９月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第８４号
静岡県焼津市三ケ名1708番地の１
破産者　鈴木　信彦
１　決定年月日　平成24年９月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１８４８号
愛知県知多郡東浦町大字石浜字三本松１番地の１　県営東浦住宅10棟202号
破産者　杉本　陽子
１　決定年月日　平成24年９月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第２９９６号
兵庫県明石市魚住町住吉１丁目10番28号　グリーンベルⅢＢ棟102号
破産者　野坂　政弘
１　決定年月日　平成24年９月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第２７９号
愛知県東海市名和町高ノ宮前６番地の１　サンビレッジ・髙ノ宮６―Ｄ号
破産者　米増　義信
１　決定年月日　平成24年９月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第６０３号
名古屋市中村区太閤通４―10Ｇｉａｒｄｉｎｏ Ｋ302号岩渕方、住民票上の住所東京都品川区西五反田８丁目３番11号　パークウェル五反田1103
破産者　中尾　一彦
１　決定年月日　平成24年９月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第８６４号
名古屋市中川区尾頭橋３丁目３番18号　コーポ松原201号
破産者　スタンド加代こと　井上　裕美
１　決定年月日　平成24年９月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第９３２号
愛知県西春日井郡豊山町大字豊場字流川132番地　コーポラス藤Ｂ―106
破産者　徳永　　隆
１　決定年月日　平成24年９月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第１０７７号
名古屋市中川区乗越町２丁目21番地　ケンヴィラージ乗越201
破産者　池脇　壽三
１　決定年月日　平成24年９月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第３２号
滋賀県長浜市三田町327番地１
破産者　北川　千穂
１　決定年月日　平成24年９月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所長浜支部破産係

平成２４年（フ）第３９号
京都府京田辺市大住責谷22番地５　Ｍ’ＰＬＡＺＡ大住壱番館506号、前住所京都府京田辺市大住女谷４番地の５　メロディーハイム松井山手213
破産者　辻　　佳則
１　決定年月日　平成24年９月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

第明治三十二種郵便物認可